

伊豆の国市犯罪被害者等支援推進計画

令和4年10月

伊 豆 の 国 市

目 次

第1章 推進計画策定の意義	
1 推進計画策定の目的	1
2 本計画の位置づけ	1
3 本計画の期間	1
第2章 犯罪被害者等支援について	
1 支援施策の位置づけと分類	2
2 支援の目的と体制	3
第3章 基本理念と取組の方向性	
1 個人の尊厳を尊重した支援	4
2 理解と配慮	4
3 継続的な支援	4
4 連携による支援	4
第4章 重点項目	
1 相談及び情報の提供	5
2 精神的・経済的支援	5
3 理解の促進	5
第5章 推進施策	
1 推進施策（重点項目1） 犯罪被害者等に対する各種情報提供（市条例第7条関係）	6
2 推進施策（重点項目2） 精神的・経済的支援（市条例第8～10条関係）	7
3 推進施策（重点項目3） 理解の促進（市条例第11条関係）	11
第6章 推進計画の進捗管理	
1 関係部署における情報共有と反映	12
2 計画の見直し	12
資料編	
資料1 犯罪被害者等給付金の概要	14
資料2 伊豆の国市犯罪被害者見舞金の概要	14
資料3 静岡県内における事件・事故の推移等	15
資料4 大仁警察署管内における事件・事故の推移等	16
資料5 伊豆の国市犯罪被害者等支援条例	17
資料6 伊豆の国市犯罪被害者等支援条例施行規則	19

第1章 推進計画策定の意義

1 推進計画策定の目的

犯罪被害に遭われた方々及びそのご家族、ご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命、身体、財産に対する直接的な犯罪被害だけではなく、中長期にわたる身体や精神的な苦痛、経済的困窮、誹謗中傷などの二次的被害にも苦しめられることが多く、平穏な生活を取り戻すようになるには多くの人々による社会的支援を必要とします。

そこで、国は、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図るため、平成16年に犯罪被害者等基本法を制定しました。同法第5条では、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施することを地方公共団体の責務としております。静岡県でも、平成27年4月1日に「静岡県犯罪被害者等支援条例」を施行し、平成28年度に「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」を策定しました。

このようなことから、伊豆の国市では、令和4年4月1日に「伊豆の国市犯罪被害者等支援条例」（以下「市条例」という。）を施行しました。この条例では、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、市及び市民等の責務や講ずべき施策等を定めています。そして、このたび策定する「伊豆の国市犯罪被害者等支援推進計画」（以下「本計画」という。）は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることで平穏な生活を取り戻し、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、市条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくことを目的として策定するものです。

2 本計画の位置づけ

本計画は、伊豆の国市犯罪被害者等支援条例（令和4年3月17日条例第9号）第6条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画で、本市における犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針となるものです。

3 本計画の期間

令和4年10月1日から令和9年3月31日までとします。

第2章 犯罪被害者等支援について

1 支援施策の位置づけと分類

犯罪被害者等支援に関する施策は、安心して暮らせる地域社会に密接な関わりを持つものです。ここでは、支援施策の位置づけと分類について整理します。

(1) 支援施策の位置づけ

犯罪被害者等支援施策は、防犯施策と一体になり市民の安全・安心に資するものです。防犯施策は、犯罪被害の発生を防止する「事前の措置」であり、様々な施策を通じ犯罪を起こさせない、被害に遭わない社会をつくる施策であるのに対し、犯罪被害者等支援施策は、防犯施策の網をすり抜けて発生してしまった犯罪被害に対する「事後の措置」として位置づけるものです。

犯罪被害を受けないことが第一ですが、もしも犯罪被害に遭ってしまったときに、犯罪被害者等が一日も早く被害の軽減・回復に役立つ体制を整備することは、安心して暮らせる地域社会の実現に資するものです。

(2) 支援施策の分類

伊豆の国市の犯罪被害者等支援施策は、大きく3つに分類されます。

① 市条例等による支援

市条例等の個別の規定に基づく、犯罪被害者等支援に特化した支援施策です。具体例としては、見舞金の給付（市条例第8条）が挙げられます。

② 庁内連携による支援

庁内の各部署には、犯罪被害者等の支援策として機能する事業があります。これを犯罪被害者等支援の担当課が調整役となり、関係部署間で連携協力しながら適用することで犯罪被害者等を効果的に支援してまいります。

③ 関係機関連携による支援

本市が他の機関と連携協力することにより効果的な支援を展開するもので、令和4年3月に締結した大仁警察署及び静岡犯罪被害者支援センター（以下、「犯罪被害者支援センター」という。）との連携協定に基づき、各機関の長所を生かした効果的な支援を実施します。具体的には、警察署から犯罪被害者等に関する情報の提供を受け、連携して市の支援制度の説明や申請の補助を実施することが挙げられます。

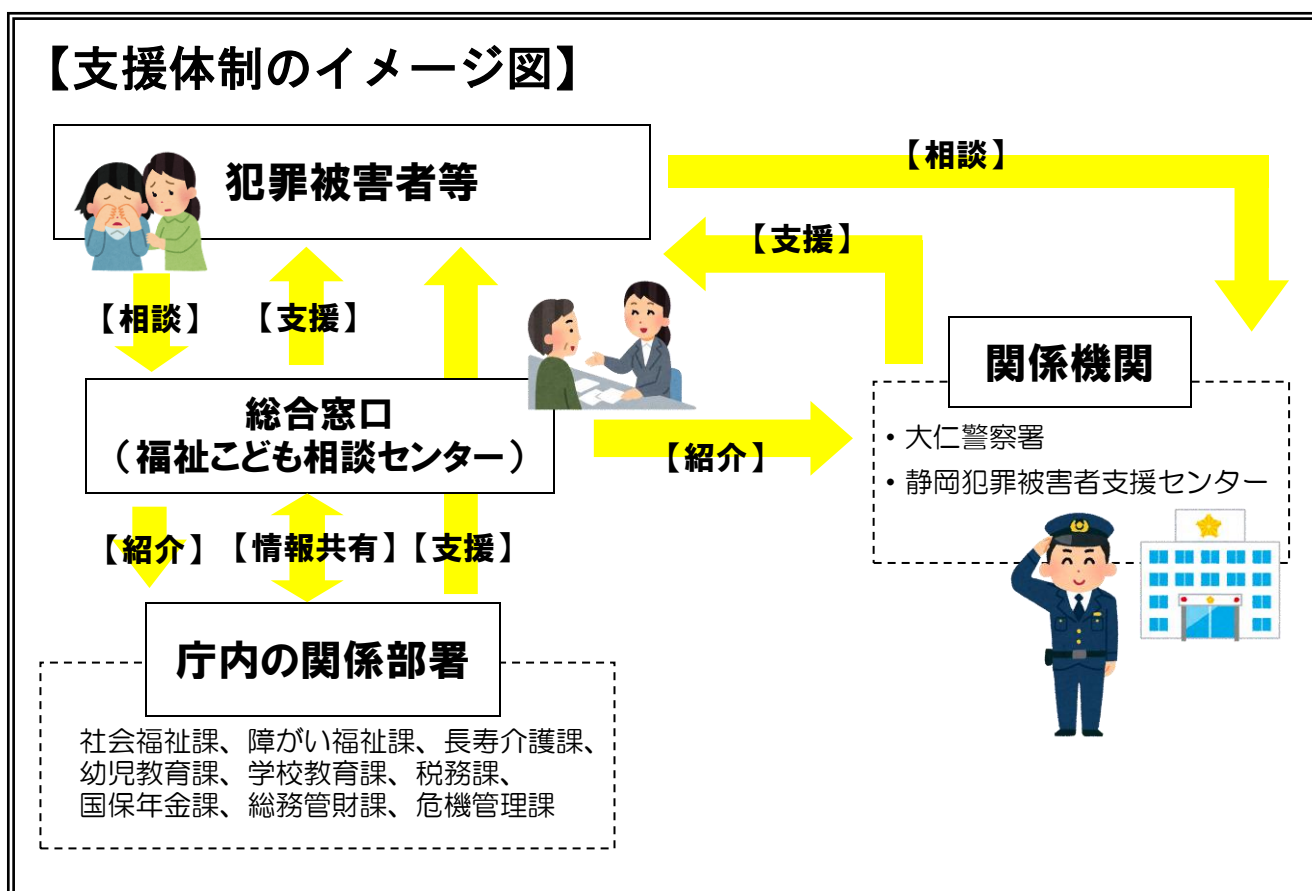
2 支援の目的と体制

犯罪被害者等支援の目的は、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することであり、重点を置くべきは、犯罪被害者等が各種支援策を通じて受けた被害を軽減回復し、平穏な生活を一日も早く、少しでも多く取り戻してもらうことにあります。

犯罪被害者等の置かれる状態は、被害の程度や時間の経過で異なるもので、個々の状況に対応するためには関係機関等の持つ専門的な知識やノウハウを用いた切れ目のない支援が必要となります。そのため、市による支援策の提供をはじめ、関係機関との連携による支援が重要となります。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を中心として、関連する業務を行う関係部署との連携を図るとともに、犯罪被害者等の支援に関する連携協定に基づき、大仁警察署及び犯罪被害者支援センターと連携して支援を実施します。

また、庁内の関係部署において、支援の状況や犯罪被害者等を取り巻く環境等に関する情報を共有し、犯罪被害者等の総合的な支援の推進を図ります。



第3章 基本理念と取組の方向性

伊豆の国市は、市条例第3条に掲げる基本理念に基づき、犯罪被害者等の人としての尊厳を尊重し、その置かれている状況に配慮した対応を心掛けるとともに、犯罪被害を受けたときから平穏な生活を取り戻すまでの間、関係機関と連携し、継続的な支援が可能になるよう4つの基本理念と取組の方向性を示します。

基本理念1 個人の尊厳を尊重した支援

犯罪被害者等は、誰もが犯罪被害者等となりうる現実社会の中では、誰もが思いもよらず犯罪被害者等となってしまうものです。その尊厳は、当然のこととして尊重されなくてはならないにも関わらず、被害者の実態が理解されず、場合によってはあらぬ誤解を受け、社会から疎外され孤立することが少なくありませんでした。

犯罪被害者等のための支援は、社会のかけがえのない一員として当然に保護されるべき権利利益の保護を図るためのものです。

支援等の実施者はこのことを念頭に置き、各施策を通じて、犯罪被害者等に寄り添い支えていきます。

基本理念2 理解と配慮

犯罪被害には、生命、身体、精神及び財産等様々な態様があり、犯罪被害者等が置かれている状況も家庭環境、住宅事情、就労状況及び経済的状况により千差万別です。

犯罪被害者等への支援は、まず、このような事情を理解した上で行う必要があります、個々の事情に配慮し、適切な支援活動を行います。

基本理念3 継続的な支援

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには長い時間を要することも少なくありません。また、時間の経過とともに直面する問題が様々に変化し、それに伴い必要とされる支援内容も変化します。

犯罪を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な生活の場の確保などの緊急的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的状况や就労など生活環境の回復に関する支援が必要となります。

支援内容が変化することは、適用される制度や関係部署等が変わることも多いため、制度や関係部署が変わっても継続性を持って支援を行います。

基本理念4 連携による支援

犯罪被害者等への支援は、個々の状況等によって必要とする支援が異なります。

また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化するため、より充実した支援を実施するためには、関係機関との連携が不可欠です。

犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報取り扱いにも十分に配慮した上で、関係機関と情報を共有し連携強化を図りながら支援を行います。

第4章 重点項目

伊豆の国市は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻し、安心して暮らせる地域社会が実現できるよう施策の実施においては、以下の3点を重点項目として設定し、それぞれの充実に向けた取り組みを進めていきます。

なお、この3点は、「静岡県犯罪被害者等支援推進計画」との整合を図ることで一層効果的な支援を行うためのものです。

重点項目1 相談及び情報の提供

犯罪被害者等は、犯罪に遭うといった直接的被害のほかに、未知の様々な問題に直面することとなりますが、これらを自力で解決していくことは非常に困難であると思われます。このため、必要に応じて相談に乗り、情報を提供し、助言を行うことが必要です。

そこで、犯罪被害者等支援に関する相談を総合的に行う窓口を市役所に設置することにより、犯罪被害者等が最小限の労力でより多くの情報提供や支援を受けることができるよう努めます。

重点項目2 精神的・経済的支援

(1) 犯罪被害者等は、犯罪等による精神的なショックのほか、被害直後はもちろんのこと、障害が残るなどの中長期的な心身の不調など様々なものがあり、時間の経過とともに変化すると言われていています。そのような精神状態に寄り添い、回復の支援に努めます。

(2) 犯罪被害者等本人が死亡したり、怪我をしたりして働けなくなったなどの場合は、収入が途絶える一方で、様々な出費により生活が困窮することがありますが、国の給付金制度は手続に時間を要することから、当座の生活資金に不安が残ります。

そこで、本市は、各種経済的支援の情報提供をするとともに、独自の見舞金を短期間で支給することで経済的負担の緩和に努めます。

(3) 上記(1)と(2)は、事件発生直後から被害者の年齢、性別、被害の原因となった犯罪の種別等、個々の状況等によって必要とする支援が異なり、また、多様な方面における支援が求められるため、関係機関等の支援が途切れることなく、それぞれが役割を果たしていくとともに、相互に連携し支援に努めます。

重点項目3 理解の促進

犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すため、また、犯罪被害者等への二次被害を防止するためには、多くの人々の理解が必要となります。周囲の人々が、犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、寄り添い、平穏な生活を取り戻す支えとなるよう、犯罪被害者等に関する理解を促進するよう努めます。

第5章 推進施策

伊豆の国市は、市条例の目的である犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現のために、次のように重点項目毎に推進施策を設定します。

1 推進施策（重点項目1）

犯罪被害者等に対する各種情報提供（市条例第7条関係）

(1) 総合的に行うための窓口の設置（市条例第7条関係）

【目指す姿】

市役所に総合的な窓口を設置することで、犯罪被害者等の負担の軽減を図り、最小限の労力でより多くの情報や支援を受けられるようにします。

推進施策	内 容	担 当 課
総合窓口の設置	犯罪被害者等の相談内容に応じた支援ができるよう、総合的な窓口を設置します。また、相談内容に応じた支援を適切に案内できるよう、関係各課の役割を明確にするとともに、関係機関等の業務内容を周知します。	福祉こども相談センター

(2) 相談及び情報の提供等（市条例第7条第2項関係）

【目指す姿】

犯罪被害者等が必要とする支援について、個々の状況に配慮しながら関連する制度や関係各課、関係機関の情報を提供します。

推進施策	内 容	担 当 課
市の支援制度の案内	市の支援制度について説明し、必要に応じて見舞金制度について案内します。	福祉こども相談センター
警察・静岡犯罪被害者支援センターへの情報提供と連携	犯罪被害者等の同意を得たうえで、警察や静岡犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、支援体制の充実に努めます。	福祉こども相談センター
法テラスの支援制度の案内	法テラスの民事法律扶助制度（経済的に困窮した者が法的トラブルに遭った時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替を行うもの）について案内します。	福祉こども相談センター

推進施策	内 容	担 当 課
生活困窮者の自立支援の相談対応	生活困窮者の自立支援に対する相談対応を行います。	社会福祉課
高齢者の生活支援の相談対応	犯罪被害により、高齢者の生活に不安がある場合の相談対応を行います。	福祉こども相談センター (地域包括支援センター) 長寿介護課
障害者差別解消法に関する相談対応	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日号外法律第65号）に関する障害者への差別と合理的配慮に対する相談対応を行います。	福祉こども相談センター 障がい福祉課
障がい者に対する相談対応	犯罪被害者等が障がい者の場合や、犯罪被害により障がい者となった場合、迅速かつ適切な相談対応を行います。	福祉こども相談センター 障がい福祉課
DV被害者に対する相談対応、関係機関との情報共有	DVに関する相談対応と、関係機関との情報共有を行います。	福祉こども相談センター
ひとり親家庭に対する相談対応	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、適切な相談対応を行います。	福祉こども相談センター
子育てに関する相談対応	犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う子ども・子育てに関する相談対応を行います。	福祉こども相談センター
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣	犯罪被害者等となった児童・生徒の在籍する学校に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを派遣します。	学校教育課
納税相談	犯罪被害者等に対する納税相談を行います。	税務課

2 推進施策（重点項目2）

精神的・経済的支援（市条例第8～12条関係）

(1) 見舞金の支給（市条例第8条関係）

【目指す姿】

犯罪被害者等が死亡又は全治1か月以上の負傷疾病を負った場合に見舞金を支給します。

また、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携により犯罪

被害に関する情報収集を行います。

推進施策	内 容	担 当 課
見舞金の支給・制度内容の案内	見舞金の支給対象となる事件が発生した場合、犯罪被害者等に対し速やかに支給手続きを案内します。	福祉こども相談センター
犯罪被害に関する情報収集	犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、警察との連携による情報収集を行います。	福祉こども相談センター

(2) 日常生活の支援（市条例第11条関係）

【目指す姿】

平穏な生活を取り戻すため、支援に必要な事業の連携を図りながら、犯罪被害者等が置かれた個々の状況に応じて対応します。

推進施策	内 容	担 当 課
手続等における移動の付添い	犯罪被害者等の求めに応じて、付添いを行います。	福祉こども相談センター（関係各課）
市の様々な申請等手続の補助	犯罪被害者等の求めに応じて、市の様々な申請手続の補助を行います。	福祉こども相談センター（関係各課）
生活福祉資金貸付制度の案内	生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会事業）の説明と手続を案内します。	社会福祉課 （社会福祉協議会）
生活保護法に基づく生活保護対応	犯罪被害者等の状況によって、生活保護法に基づく生活保護の説明と手続を案内します。	社会福祉課
第三者行為による傷病届出制度の案内	国民健康保険又は後期高齢者医療保険加入の犯罪被害者等に対し、第三者行為による傷病届出制度の説明と手続を案内します。	国保年金課
療養費・高額療養費支給制度の案内	国民健康保険又は後期高齢者医療保険加入の犯罪被害者等に対し、療養費・高額療養費の支給制度の説明と手続きを案内します。	国保年金課
後期高齢者医療保険料の納付相談	犯罪被害により納付が困難になった犯罪被害者等に対し、後期高齢者医療保険料の納付相談を行います。	国保年金課

推進施策	内 容	担 当 課
介護保険料の納付相談	犯罪被害により納付が困難になった犯罪被害者等に対し、介護保険料の納付相談を行います。	長寿介護課
国民年金保険料の免除の案内	犯罪被害により納付が困難になった犯罪被害者等に対し、国民年金保険料の免除の説明と手続を案内します。	国保年金課
障害年金制度の案内	障害年金の説明と手続を案内します。	国保年金課
障害者手帳の説明と手続案内	障がい者となった犯罪被害者等に対し、障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続を案内します。	障がい福祉課
障害福祉サービス制度の案内	障がい者となった犯罪被害者等に対し、障害福祉サービス制度の説明と手続きを案内します。	障がい福祉課
自立支援医療費支給制度の案内	自立支援医療費支給制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）の対象となった犯罪被害者等に対し、制度の説明と手続を案内します。	障がい福祉課
児童扶養手当の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、児童扶養手当の説明と手続きを案内します。	福祉こども相談センター
ひとり親家庭等の医療費助成の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、医療費助成制度の説明と手続きを案内します。	福祉こども相談センター
母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	犯罪被害により、ひとり親家庭等になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（静岡県事業）の案内を行います。	福祉こども相談センター
一時預かり事業の案内	犯罪被害により家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児（生後11か月から）を、保育園の専用室で一時的に保育する事業の説明と案内をします。	幼児教育課

推進施策	内 容	担 当 課
放課後児童クラブの案内	伊豆の国市立小学校に通う児童がいる保護者で放課後児童クラブの入所の要件に該当される方に、放課後児童クラブの説明と申請手続きの案内をします。	学校教育課
就学援助費制度の案内	伊豆の国市立小・中学校に通う児童・生徒がいる保護者のうち、要保護者、準要保護者に該当される方に就学援助制度の説明と手続きを案内します。	学校教育課
災害共済給付金の手続	学校管理下で発生した暴力行為等の犯罪被害により犯罪被害者等となった児童・生徒に対し、災害共済給付金（独立行政法人日本スポーツ振興センター）への手続きを行います。	学校教育課
学校における虐待発見時の通知義務	学校における虐待発見時の通知義務を周知徹底します。	学校教育課
再被害に対する安全対策	再被害に対する警察及び関係各課と連携した安全対策を行います。	危機管理課
DV被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対する住民基本台帳の閲覧制限や住民票・戸籍附票の発行制限を行います。	市民課

(3) 居住の安定（市条例第12条関係）

【目指す姿】

犯罪被害者等の事情に配慮し、自宅の代わりとなる市営住宅等の情報を提供します。

推進施策	内 容	担 当 課
市営住宅に関する情報提供・入居相談	犯罪行為により自宅に住めなくなった犯罪被害者等に対し、市営住宅に関する情報提供や入居相談を行います。	総務管財課
犯罪現場のハウスクリーニングの協議	自宅が犯罪行為の現場となった場合、ハウスクリーニングについて、警察と協議します。	福祉こども相談センター

推進施策	内 容	担 当 課
DV被害者の避難所への一時保護	DV被害者の避難所への一時保護を行います。	福祉こども相談センター
被虐待児童の一時保護	被虐待児童の一時保護を行います。	福祉こども相談センター
被虐待障がい者の一時保護	被虐待障がい者の一時保護を行います。	障がい福祉課
被虐待高齢者の一時保護	被虐待高齢者の一時保護を行います。	長寿介護課
児童養護施設等の入所支援	被虐待児童の児童養護施設等への入所支援を行います。	福祉こども相談センター
高齢者施設等の入所支援	被虐待高齢者の高齢者施設等への入所支援を行います。	長寿介護課
障がい者施設等の入所支援	被虐待障がい者の障がい者施設等への入所支援を行います。	障がい福祉課

3 推進施策（重点項目3） 理解の促進（市条例第13条関係）

(1) 市民への理解の促進（市条例第13条関係）

【目指す姿】

多くの市民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支えることができるよう、広報啓発に努めます。

推進施策	内 容	担 当 課
広報いずのくにやホームページの活用	広報いずのくにやホームページ等を活用した広報に努めます。	福祉こども相談センター
犯罪被害者週間にあわせた広報	犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせた広報を行い、市民への理解を促進します。	福祉こども相談センター
こころの教育推進による理解の促進	こころの教育の推進により、犯罪被害者等に対する理解の促進に努めます。	学校教育課

(2) 支援に従事する職員等に対する研修等

【目指す姿】

犯罪被害者支援に従事する職員が、犯罪被害者等の置かれた状況や被害者全般についての理解を深め、相談・情報提供に必要となる対応スキルの向上を図るとともに、他自治体や警察とのネットワークを構築します。

推進施策	内 容	担 当 課
研修会への参加	犯罪被害者等への支援に従事する職員向け研修会への参加による知識・技能の向上に努めます。	福祉こども相談センター
関係機関等との連携協力	関係機関、民間支援組織との連携強化を図ります。	福祉こども相談センター
他自治体との情報交換	他自治体と相互の情報交換等を行うことでネットワークを構築します。	福祉こども相談センター

第6章 進行管理

本計画に基づく支援をより効果的に実施するため、関係機関及び関係部署において、支援の実施状況等に関する情報共有を図り、より良い支援につなげます。

また、犯罪被害者等を取り巻く環境の変化を十分に捉えたうえで、必要に応じて計画の見直しを図ります。

1 関係部署における情報共有と反映

関係部署において、支援状況等の情報共有を図り、必要に応じて今後の取組に反映します。

2 計画の見直し

犯罪被害者等を取り巻く環境変化に対して適切に対応するため、計画期間中であつても、適宜計画の見直しを図ります。

資 料 編

資料 1 犯罪被害者等給付金の概要

犯 罪 被 害 者 等 給 付		
遺族給付金	重症病給付金	障害給付金
<u>支給額（最高額～最低額）</u> 生活維持関係遺族がいる場合 2,964.5万円～872.1万円 それ以外の場合 1,210万円～320万円 ○支給を受けられる人 犯罪被害者の第一順位の遺族	<u>支給額（上限額120万円）</u> 負傷又は疾病にかかった日から3年間における医療費の自己負担額に休業損害を考慮した額の合計 ○支給を受けられる人 犯罪行為によって重症病（1か月以上の療養、かつ、3日以上入院を要する負傷又は疾病。精神疾患の場合には1か月以上の療養、かつ、3日以上労務に就けない程度。）を負った犯罪被害者本人	<u>支給額（最高額～最低額）</u> 重度の障害（障害等級第1級から第3級までに該当する障害）が残った場合 3,974.4万円～1,056万円 それ以外の場合 1,269.6万円～18万円 ○支給を受けられる人 被害が残った犯罪被害者本人

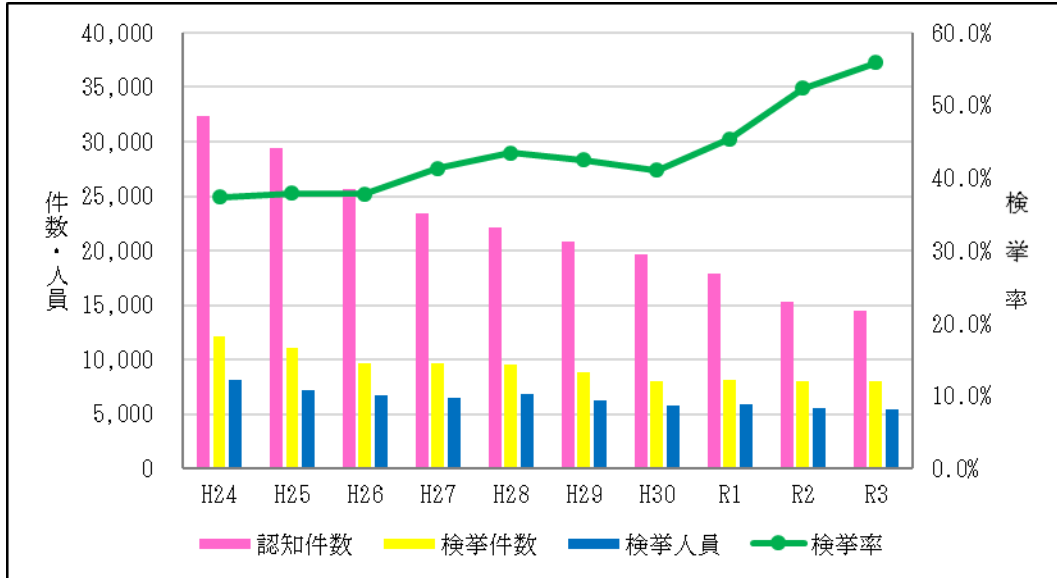
「静岡県犯罪被害者等支援計画」より

資料 2 伊豆の国市犯罪被害者等見舞金の概要

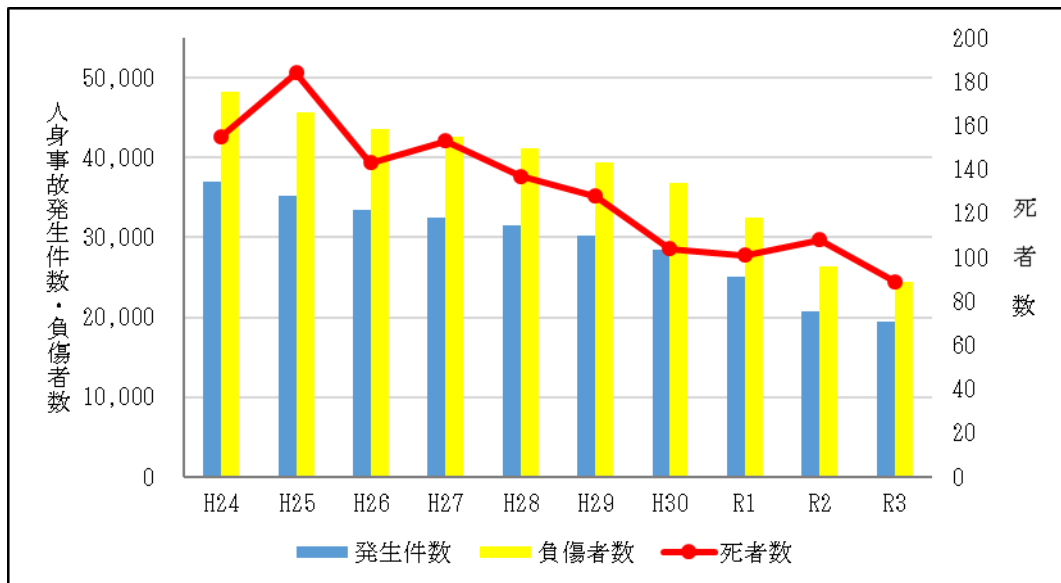
遺族見舞金	重傷病者見舞金
<u>支給額（30万円）</u> ○支給を受けられる人 犯罪等により死亡した者の遺族（死亡時において、その者と生計を一にしていた者で、犯罪等により死亡した者の配偶者（事実婚含む）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹） ※重傷病者見舞金の支給を受けた者が、当該見舞金に係る犯罪等が原因で死亡した場合、遺族見舞金に規定する額から重傷病者見舞金に規定する額を控除した額（20万円）を支給する。	<u>支給額（10万円）</u> ○支給を受けられる人 犯罪等により重傷病（1か月以上の療養を要する負傷又は疾病）を負った者

資料3 静岡県内における事件・事故の推移等

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移

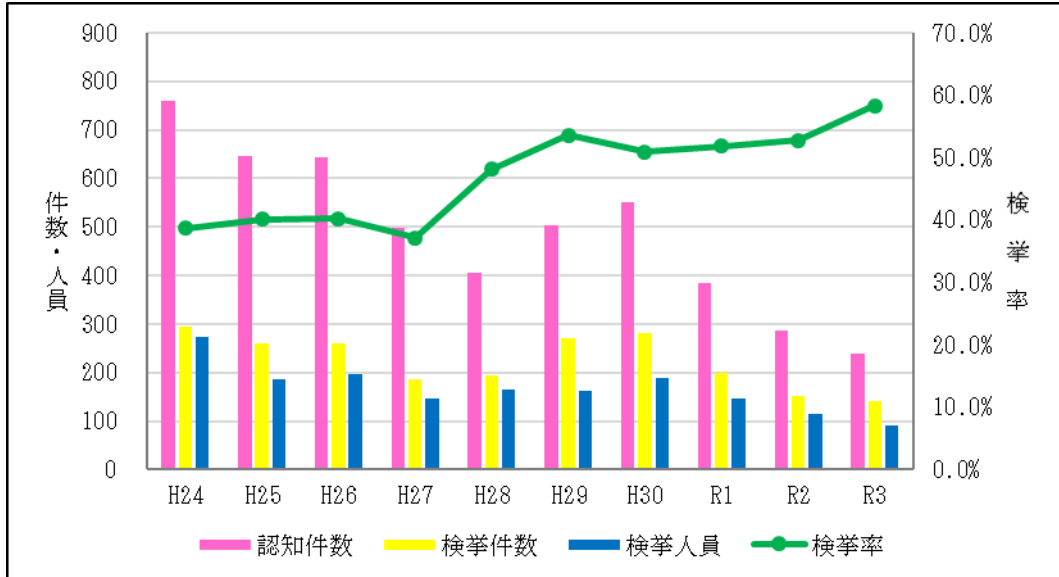


2 交通事故の推移

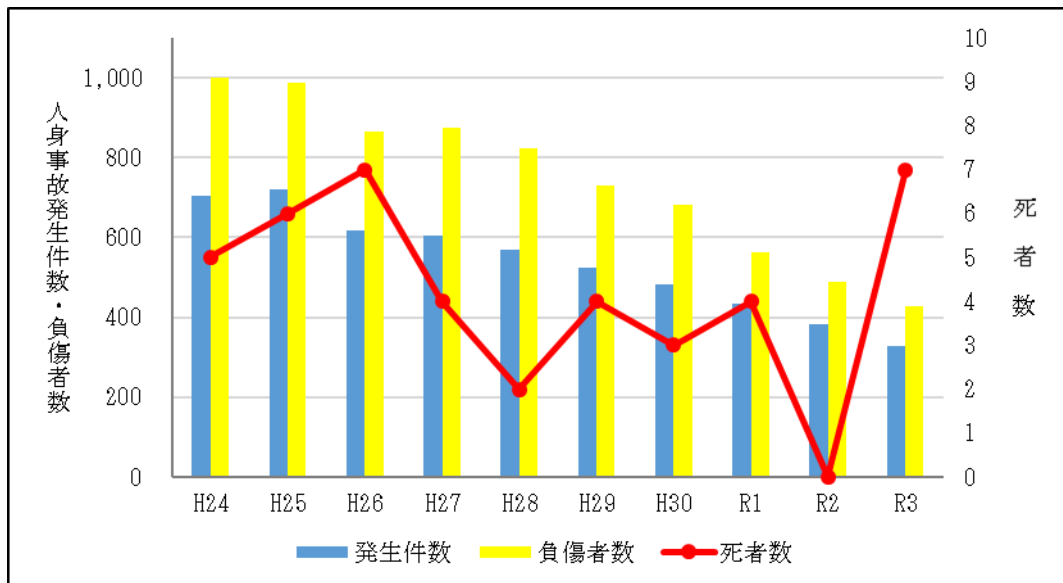


資料4 大仁警察署管内における事件・事故の推移等

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移



2 交通事故の推移



資料5 伊豆の国市犯罪被害者等支援条例・施行規則

1. 伊豆の国市犯罪被害者等支援条例（令和4年3月17日条例第9号）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等支援の施策に関する基本となる事項を定め、犯罪被害者等が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (2) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組をいう。
- (3) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (5) 市民等 市民及び市内に居住し、通勤し、又は通学する者並びに事業者（市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体又は個人をいう。）をいう。
- (6) 関係機関等 国、地方公共団体その他犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、犯罪等による被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて、適切に途切れることなく推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないようにするため犯罪被害者等に関する個人情報の取扱いについて十分に配慮されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、関係機関等が相互に連携して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の状況その他の事情に配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援について協力するよう努めなければならない。

（犯罪被害者等支援計画）

第6条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

犯罪被害者等支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

(相談及び情報提供)

第7条 市は、犯罪被害者等支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の窓口において、犯罪被害者等の相談に応じ、関係機関等との連絡調整を図るとともに、適切な情報の提供及び助言を行うものとする。

(見舞金の給付)

第8条 市は、犯罪被害者等である市民に対し、犯罪等による被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

(見舞金の給付制限)

第9条 犯罪被害者等である市民は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の見舞金の給付を受けることができない。

(1) 犯罪被害者等が不法な目的をもって犯罪等による被害を受けた場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者の関係、その他犯罪等による被害が発生した総合的な事情から、見舞金を給付することが適切でないとして市が認める場合

(見舞金の返還)

第10条 市は、見舞金の支給を受けた者が虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けていたとき又は見舞金の支給後に前条各号に該当することが判明したときは、当該見舞金の返還を命じるものとする。

(日常生活支援)

第11条 市は、犯罪被害者等である市民が平穏な生活を取り戻すために必要と認める支援を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等である市民に対して、居住の安定を図るために必要な支援を行うものとする。

(理解の促進)

第13条 市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉、平穏な生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2. 伊豆の国市犯罪被害者等支援条例施行規則（令和4年3月17日規則第10号）

（趣旨）

第1条 この規則は、伊豆の国市犯罪被害者等支援条例（令和4年伊豆の国市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則に定める用語の意義は、条例に定めるところによる。

（総合的な窓口）

第3条 市は、条例第7条第1項の総合的な窓口（以下「窓口」という。）において、犯罪等の態様及び犯罪被害者等の状況に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 窓口で相談を受ける職員は、犯罪被害者等支援に関する研修等の受講により能力向上に努めなければならない。

3 窓口で受けた相談については、様式第1号による犯罪被害者等相談受付票に記載するものとする。

（見舞金の支給対象者）

第4条 条例第8条の見舞金（以下「見舞金」という。）の支給対象者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪等により死亡した者（当該犯罪等が行われた時において、市民であった者に限る。以下「犯罪死亡者」という。）の遺族

(2) 重傷病見舞金 犯罪等により重傷病を負った者（負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上であって、当該犯罪等が行われた時から第6条第1項の規定による申請を行う時まで市民であった者に限る。）

2 前項第1号の遺族は、犯罪死亡者の死亡の時において、その者と生計を一にしていた者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 犯罪死亡者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第7条第2号においても同様とする。）

(2) 犯罪死亡者の子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹

3 第1項第1号の遺族が2人以上いる場合において、第6条第1項の申請をするときは、その者の中から代表者を選定し、様式第2号による見舞金受給代表者選定に関する届出書により、市長へ届け出るものとする。

4 前項の規定による届出があったときは、市長は、当該届出による代表者に遺族見舞金を支給するものとする。

（見舞金の額）

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 重傷病見舞金 100,000円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が当該見舞金に係る犯罪等が原因で死亡した場合の遺族見舞金の額は、同項第1号の額から同項第2号の額を控除した額とする。

(見舞金の申請)

第6条 見舞金の支給を受けようとする者は、様式第3号による犯罪被害者等見舞金支給申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて市長へ申請するものとする。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪死亡者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪死亡者との続柄を証する戸籍等その他地方公共団体が発行する証明書

ウ その他犯罪等の被害に遭ったことが証明できるものとして市長が認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書の写し

イ その他犯罪等の被害に遭ったことが証明できるものとして市長が認める書類

2 前項の規定による申請は、死亡又は負傷若しくは疾病の原因となった犯罪等が発生してから1年以内にしなければならない。ただし、第5条第2項に規定する死亡に係る死亡見舞金の申請については、この限りでない。

3 第1項の規定による申請は、代理人に委任することができる。

(見舞金の支給の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪等により被害を受けた者(犯罪死亡者を含む。以下「犯罪被害者」という。)が受けた被害が、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第16条第1項(同法第23条の3第1項において準用する場合を含む。)の支払いの対象となるとき。

(2) 犯罪被害者と加害者との間に同居の関係又は親族関係(加害者が犯罪被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹である関係をいう。)が認められるとき。

(3) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族に当該犯罪等を教唆し、又は幫助する行為があったとき。

(4) 犯罪被害者が受けた被害に係る犯罪等について、当該犯罪被害者又はその家族若しくは遺族による暴行、脅迫等当該犯罪等を誘発する行為があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が見舞金の支給を行うことが適当でないとき。

(見舞金支給の決定)

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い支給の可否を決定し、申請者に対し様式第4号による犯罪被害者等見舞金支給決定通知書又は様式第5号による犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書により通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第9条 市長は、第6条第1項の規定による申請を行った者が偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、条例第10条の規定により既に支給した見舞金の額に相当する金額を返還させるものとする。

(報告の徴収等)

第10条 市長は、見舞金の支給を適切に行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、報告を求めることができる。

2 市長は、見舞金の支給を適切に行うため必要があると認めるときは、第8条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(犯罪被害者等支援計画)

第11条 市は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進していくための計画を定めるものとする。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

犯 罪 被 害 者 等 相 談 受 付 票

（伊豆の国市）

受付年月日	年 月 日	受付者
相談者	氏名	生年月日 男・女
	住所	TEL
	<input type="checkbox"/> 被害者本人 <input type="checkbox"/> 親族・遺族（続柄 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
被害の内容	被害発生日時	年 月 日 時
	被害発生場所	
	被害の種類	
	備考	
被害による 心身の状態	通院 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
	通院状況 <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止	後遺障害 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	具体的状況	
被害者等の 要望する支援	<input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 精神的ケア <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 住居・日常生活 <input type="checkbox"/> 経済的支援 <input type="checkbox"/> 育児 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 健康指導 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
支援制度教示	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 不要 （理由： ）	
支援を受けたことが <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	支援機関	
	支援内容	
関係機関等への 情報提供の同意	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 条件付加 （ ） <input type="checkbox"/> 不可	
受付者所見		
関係機関等への 引継ぎ	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要	

様式第2号（第4条第3項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

見舞金受給代表者選定に関する届出書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

代表者 _____

（署名又は記名押印）

伊豆の国市犯罪被害者等支援条例第8条に規定する見舞金の支給を受けたいので、同条例施行規則第4条第3項に規定する代表者として、下記のとおり選定したので届け出ます。

記

代表者	住 所		
	フリガナ		TEL
	氏 名		
被害行為により 死亡した者	住 所		
	氏 名		
	死亡年月日	年	月 日

【受給対象者】

上記の者を代表者とすることに同意します。

氏 名 (署名又は記名押印)	住 所	続 柄

【注意事項】

この届出は民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

様式第3号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

犯 罪 被 害 者 等 見 舞 金 支 給 申 請 書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

申請者 住所 _____
 氏名 _____
 TEL () -

代理人 住所 _____
 氏名 _____
 TEL () -

伊豆の国市犯罪被害者等支援条例第8条に規定する見舞金の支給を受けたいので、同条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

犯罪等被害発生日	年 月 日	
取扱警察署及び 受理番号等	警察署 年 月 日 第 号	
フリガナ		
犯罪等により 被害を被った者		
被害の程度	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 全治1か月以上の負傷又は疾病
見舞金額	30万円(20万円)	10万円

振込先	金融機関		支店名	
	口座種類		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			

備考	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類と留意事項は裏面を参照してください。 ・記入については、必要に応じて職員が補助します。
----	---

添付書類

- (1) 犯罪等により被害を被った者が死亡した場合
 - ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
 - イ 申請者と死亡者との続柄を証する戸籍等、地方公共団体が発行する証明書
 - ウ その他犯罪等の被害を被ったことが証明できるものとして市長が認める書類
- (2) 犯罪等により被害を被った者が全治1か月以上の負傷又は疾病をした場合
 - ア 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書の写し
 - イ その他犯罪等の被害を被ったことが証明できるものとして市長が認める書類
- (3) 代理人による申請の場合
 - (1) 又は(2)の書類のほか、委任状

留意事項

死亡による見舞金を受給しようとする場合、既に全治1か月以上の負傷又は疾病による見舞金を受給していたときは、その金額を差し引いた額を支給します。

様式第4号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長



犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった犯罪被害者等見舞金については、下記のとおり支給することと決定しましたので通知します。

記

- 1 見舞金受給者
- 2 見舞金額 円
- 3 振込予定日 年 月 日

第 号
年 月 日

様

伊豆の国市長



犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付けで支給申請のあった犯罪被害者等見舞金については、次の理由により、不支給とすることと決定しましたので通知します。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、伊豆の国市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊豆の国市を被告として（訴訟においては、伊豆の国市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。